

① 新たに年金特別徴収が開始される場合の納期等について

対象者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
【4月から特別徴収】 前年の9月までに 年金を受給した世帯	特別徴収 (仮徴収) ※1		特別徴収 (仮徴収) ※1		特別徴収 (仮徴収) ※1		特別徴収 【本徴収】		特別徴収 【本徴収】		特別徴収 【本徴収】		確定した年税額から、4・6・8月の「仮徴収額」を差し引いた額を10・12・2月の「本徴収」で納めていただきます。
【6月から特別徴収】 前年の10月～11月に 年金を受給した世帯			特別徴収 (仮徴収) ※1		特別徴収 (仮徴収) ※1		特別徴収 【本徴収】		特別徴収 【本徴収】		特別徴収 【本徴収】		確定した年税額から、6・8月の「仮徴収額」を差し引いた額を10・12・2月の「本徴収」で納めていただきます。
【8月から特別徴収】 前年の12月～現年の1月に 年金を受給した世帯					特別徴収 (仮徴収) ※1		特別徴収 【本徴収】		特別徴収 【本徴収】		特別徴収 【本徴収】		確定した年税額から、8月の「仮徴収額」を差し引いた額を10・12・2月の「本徴収」で納めていただきます。
【10月から特別徴収】 現年の3月までに 年金を受給した世帯				普通徴収 第1期	普通徴収 第2期	普通徴収 第3期	特別徴収 【本徴収】		特別徴収 【本徴収】		特別徴収 【本徴収】		確定した年税額から、7・8・9月の3回普通徴収として納め、残りの保険税を10・12・2月の「本徴収」で納めていただきます。

※1 前年度の国民健康保険税額から介護納付金分を引いた額の6分の1（100円未満切り捨て）の金額を徴収。

※2 ※1特別徴収（仮徴収）対象者で、前年度の途中から国民健康保険に加入した方については、前年度1年間国民健康保険に加入した場合の仮の国民健康保険税額を計算し、その税額から介護納付金分を引いた額の6分の1（100円未満切り捨て）の金額を徴収します。

② 年金特別徴収が開始された次年度以降の納期等について

対象者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
【4月から特別徴収】 前年度特別徴収対象世帯	特別徴収 (仮徴収) ※3		特別徴収 (仮徴収) ※3		特別徴収 (仮徴収) ※3		特別徴収 【本徴収】		特別徴収 【本徴収】		特別徴収 【本徴収】		確定した年税額から、4・6・8月の「仮徴収額」を差し引いた額を10・12・2月の「本徴収」で納めていただきます。

※3 前年度の2月と同額の国民健康保険税額を徴収。